

フロン類対策の今後の在り方に関する検討会（第3回） 全国市長会資料

フロン排出抑制対策に係る事務の都道府 県知事から政令指定都市及び中核市の長 への移譲について

平成29年2月22日

高松市環境局環境総務課地球温暖化対策室長 三好 健

香川県、高松市の状況

【表1】人口の推移 単位:人、%

年\項目	香川県		高松市	
	人口	増減率	人口	県内占有率
実績	1990	1,023,412	406,853	39.8
	1995	1,027,006	412,626	40.2
	2000	1,022,890	416,680	40.7
	2005	1,012,400	418,125	41.3
	2010	995,842	419,429	42.1
	2015	976,263	420,943	43.1
将来推計	2020	937,157	406,272	43.4
	2025	899,859	394,649	43.9
	2030	859,827	381,053	44.3
	2035	817,527	365,801	44.7
	2040	773,076	349,119	45.2

香川県の人口 これまでは95年をピークに減少し、減少率も逡増
今後、人口減少が加速すると推計

高松市の人口 実績、推計ともに、県内占有率が上昇する傾向

資料: 実績は香川県ホームページの国勢調査に関する資料から、将来推計は社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」(平成25年3月推計)から作成

注) 高松市については、市町合併後の市域により計数し、県の内数

【表2】事業所数の推移 単位:事業所、%

年\県・市	香川県		高松市	
	事業所数	増減率	事業所数	県内占有率
1999	55,790		24,905	44.6
2004	50,593	-9.3	22,714	44.9
2009	53,880		24,457	45.4
2014	51,340	-4.7	23,891	46.5

資料: 1999年、2004年は事業所・企業統計調査から、2009年、2014年は経済センサスから作成

注) 経済センサスでは、商業・法人登記等の資料を活用し、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しているため、事業所・企業統計調査の結果とは単純には比較できない。

高松市については、県の内数

【表3】業種別事業所数の推移

単位:事業所、%

事項	食料品製造業	冷蔵倉庫業	飲食料品卸売業	百貨店、総合スーパー	飲食料品小売業	宿泊業	飲食店	医療業	社会保険・社会福祉・介護事業	計	
											香川県
2009年	960	25	813	17	3,124	455	5,334	1,996	780	13,504	
	187	6	412	7	1,095	170	2,707	952	338	5,874	
	19.5	24.0	50.7	41.2	35.1	37.4	50.7	47.7	43.3	43.5	
2014年	901	20	833	10	2,495	406	4,890	2,188	1,378	13,121	
	増減率	-6.1	-20.0	2.5	-41.2	-20.1	-10.8	-8.3	9.6	76.7	-2.8
	179	5	413	6	939	139	2,477	1,036	631	5,825	
	19.9	25.0	49.6	60.0	37.6	34.2	50.7	47.3	45.8	44.4	

資料: 経済センサスから作成

注) 高松市については、県の内数

事業所
(業務用エアコン管理者を想定)
及び
食料品製造業等事業所
(業務用冷凍冷蔵機器管理者を想定)
が
県全体で減少しているが、
高松市の占有率は上昇

今後、人口減少が推計される中、事業所数の増加は考えにくく、かつ、高松市への集中は進む可能性

高松市にある県庁による管理者の指導監督の効率が向上

香川県、高松市の状況

【表4】 第一種フロン類充填回収業登録業者数(H290105現在)

県内事業者	238	
県内地区別	東部	156
	中部	57
	西部	20
	小豆地区	5
県外事業者	204	
計	442	

資料：香川県ホームページ「香川の環境」から作成

(注) 高松市は東部に含む。

【図1】 高松経済圏

高松経済圏

高松市、丸亀市、坂出市、普通寺市、さぬき市、東かがわ市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町



資料：「地域経済分析」(経済産業省)から抜粋

県内登録業者のほとんどは高松経済圏に所在

県外登録業者を含め、業務エリアを高松市内若しくは高松市外に限定しているとは考えにくい。



事務移譲が行われた場合、法の規定上、ほとんどの登録業者が持つ高松市内での充填等の情報が必要に

香川県、高松市の状況

【表5】香川県の面積(2014年10月1日現在)

1,876.73平方キロメートル ⇒ 第47位

資料: 香川県ホームページ「香川県統計情報データベース」から作成

【表6】高速道路(香川県 東西端のIC間)

距離	87.4km
所要時間	約1時間

資料: 距離 NEXCO西日本ホームページ「ルート・料金検索」から作成

【図2】香川県における高松市の位置



資料: 「第5次高松市総合計画(概要版)」から抜粋

香川県は面積で全国最小
県の東西端間が1時間圏



管理者等への立入りの所要時間は少ない

高松市は県央に位置



事務移譲が行われても、県が東西端に出向く
必要性に変化なし

第一種特定製品管理者に対する立入検査等の権限の移譲について

- フロン排出抑制法に定める第一種特定製品管理者に対する指導・助言、勧告・命令、報告の徴収及び立入検査の権限を効率的で実効あるものとするためには、同法により都道府県が登録先とされている第一種フロン類充てん回収業者に関する情報が不可欠である。
- 第一種特定製品管理者の把握については、フロン排出抑制法では対応できないため、他法令等の情報を参考にせざるを得ない。指導等が必要な管理者の特定には第一種充てん回収業者の立入検査時に得た情報の活用があるが、当該業者の登録情報は都道府県が有しており、立入検査時の情報を活用できるのは都道府県である。また、公害防止条例の法遵守に関するアンケート調査結果を活用することも考えられるが、この場合、都道府県と政令指定都市・中核市が重複してバラバラに調査を行うことは、極めて非効率である。
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の環境関連法令に基づく届出事業者については、フロン排出抑制法に係る登録業者と必ず一致するものではなく、現状において都道府県と政令指定都市・中核市との二重行政的な弊害が生じているとは言えない。
- フロン排出抑制法とは対象が異なる他の環境関係法令と一体的に実施することで、政令指定都市・中核市において立入検査等を効率的に処理することが可能となるのか不明である。
- 都道府県において第一種特定製品の所在を正確に把握し、当該製品の管理者を効果的に監督する仕組みがない中で、第一種特定製品管理者に対する立入検査等の権限を移譲された場合、政令指定都市・中核市が的確に当該権限を行使することは困難である。
- 政令指定都市・中核市は一定程度の人口集積を有するが、国全体として人口が減少する傾向にあり、これまでどおり都道府県という広域的な単位で一括して執行することが事務の合理化に資する。

- 都道府県に登録されている第一種フロン類充てん回収業者については、その一定割合を都道府県外の業者が占めており、業者の商圈は広域にわたることから、都道府県よりも狭い地域を管轄する政令指定都市・中核市への権限移譲は、商圈の規模にそぐわない。
- 都道府県から政令指定都市・中核市への財源移譲、政令指定都市・中核市における人員確保、第一種充てん回収業者の負担増等の課題を考慮すべきである。
- フロン排出抑制法については、大幅に改正されたうえで、平成27年4月に施行されたところであり、現段階での権限移譲は時期尚早である。



- 都道府県においては、現行法の下、第一種特定製品管理者に対する立入検査等の権限行使に当たって、第一種特定製品の所在を正確に把握し、その管理者を効果的に監督する仕組みがないこと等により、大変苦慮している実態がある。そうした実態の改善を図ることなく当該権限を移譲することは、効率的に処理することが困難な事務を政令指定都市・中核市に担わせることとなるとともに、財源移譲が適確に行われない場合には、財政負担の付替えになりかねないものと懸念する。
- 拙速な議論により性急な措置を講じるべきではなく、広域的な調整の観点等も踏まえ、慎重に検討すべきである。

政令指定都市・中核市 意見

【政令指定都市】

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 17 条、第 18 条、第 91 条及び第 92 条の規定を効率よくかつ実効あるものとするためには、現在、同法により都道府県が登録先となっている第一種フロン類充填回収業者に関する情報が不可欠である。
従って、この移譲にあたっては、第一種フロン類充填回収業者の登録（同法第 27 条）などに関する規定も含めたものとする必要がある。
- 都道府県から指定都市・中核市への財源移譲や指定都市・中核市における人員確保、フロン充填回収業者の負担増などの課題を考慮し、提案を検討すべきである。

【中核市】

- フロン排出抑制法に係る事務は、今回提案の立入検査のほか、主要な事務として第一種フロン類充填回収業者登録簿等の整備や同法の周知などがある。岡山県の提案では、第一種フロン類充填回収業者の中には、県、市それぞれに同様の登録が必要になるという手続の煩雑化の側面もあり（関係省庁の一次回答において指摘のとおり）、また、検査対象が異なる他法令と合わせることで、具体的に立入検査がどう効率的に処理することができるかが不明であることから、どちらとも言えない。
- 指定都市や中核市は一定程度の人口集積を有するものの、今後長期的に国全体で人口減少の傾向にある中で、これまでどおり都道府県という広域的な単位で一括して執行することが事務の合理化に資すると考える。
- 立入検査事務だけでなく、法第 17 条（指導及び助言）や第 18 条（勧告及び命令）の事務も一体的に権限移譲されるような法改正を行うのであれば賛成する。
ただし、単なる政令改正にとどまり※、立入検査事務のみの移譲となるのであれば指導権限が伴わず意味がないため、反対する。
※ 現状、法第 101 条第 2 項において、立入検査に係る事務については、政令で定めることによって市町村に委任できているが、指導及び助言や、勧告及び命令の事務については委任できないことになっている。よって、これらの一体的な権限移譲を行うためには、単なる政令改正にとどまらず、法改正が必要となる。
- 平成 27 年 4 月にフロン排出抑制法として大幅改正され施行されたところあり、施行後 1 年しか経過していない段階での権限移譲は時期尚早と考える。また、県に登録されている回収業者のうち、県外業者が 3 分の 1 を占めており、業者の商圏は広域であるため、より狭い地域を管轄する政令市・中核市への移譲は圏域の規模にそぐわないと考える。

出典：全国市長会「地方分権改革に関する提案内容に対する意見について(照会)」(平成 28 年 7 月 11 日付、発行第 49 号)に対する各市区回答